

令和2年度病床機能報告において
非稼働病床を有する医療機関への対応について

国通知に基づく対応について

1. 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関への対応

- 県が病床機能報告の結果等から、病床が全て稼働していない病棟※1を有する医療機関を把握した場合、当該医療機関に対し、地域医療構想等調整会議への出席を求める。
- 当該医療機関に対して、以下の説明を求める。
 - ①病棟を稼働していない理由
 - ②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画

※1 病床が全て稼働していない病棟とは、過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟をいう。



ヒアリング結果については以下のとおり

医療機関名	病棟名	医療機能	病棟を稼働していない理由	今後の運用見通しに関する計画
久美愛厚生病院	3階北病棟 (24床)	休棟等 再開予定	・高山厚生病院からの医療療養型病床の移行が中断しており、人員配置の効率性を考慮して、H29から24床を非稼働 ・なお、新型コロナウイルス感染症患者受入のため、うち9床を再稼働している	・2024年3月までに高山厚生病院の医療療養型病床を移行し、慢性期として稼働する。